

評議員会・理事会・評議員選任・解任委員会 旅費規程

社会福祉法人 歎びの園

(総 則)

第1条 この規程は、社会福祉法人 歎びの園(以下、当法人という)のために行動する評議員選任・解任委員、評議員、理事、および監事(以下、役員等という)に対して支給する旅費に関して当法人の予算額の範囲内において効率的な支出を図ることを目的として定める。

(参加旅費)

第2条 旅費は旅行者の住所を起点とし、最短距離の順路により計算するが、評議員選任・解任委員会、評議員会、理事会に参加するための旅費は一律 2,000 円とする。なお、開催場所が当法人内である場合においては、職員の地位をもった評議員選任・解任委員会、及び理事に対しては支給しない。ただし、法人の休所日に開催される場合等はこの限りでない。

(第2条以外の旅費)

第3条 前条以外の旅費については、別に定めた役員等旅費規程を適用する。

(旅費の支給)

第4条 理事長は、当法人の予算額の範囲内において役員等に旅行旅費を支給するものであり、理事長の命じたものを優先して支給することができる。

(旅費の二重支給の禁止)

第5条 理事長が当法人のために行動を命じたもののうち、その行動について旅行者が当法人以外から旅費の支給を受ける、あるいは受けた場合には支給しない。

(取り扱いの特例)

第6条 旅費取り扱いで、特別の事情によりこの規程によることが適当でないものについては、理事長が専決し、理事会の了承を得るものとする。

(規程の変更)

第7条 この規程は、理事会の議決を経なければ、変更することができない。

(附則)

この規程は、平成22年4月1日から施行する

この規程は、平成29年2月8日から施行する